

議案第30号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年3月28日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.02」を「100分の6.30」に改め、同条第2号中「3万600円」を「3万2,400円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.34」を「100分の2.17」に、「100分の57」を「100分の56」に改め、同条第2号中「100分の43」を「100分の44」に改める。

第15条の16中「14万円」を「16万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.76」を「100分の1.77」に改め、同条第2号中「1万5,000円」を「1万5,300円」に改める。

第16条の5中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号イ中「2万1,420円」を「2万2,680円」に改め、同号ハ中「1万500円」を「1万710円」に改め、同条第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同号イ中「1万5,300円」を「1万6,200円」に改め、同号ハ中「7,500円」を「7,650円」に改め、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同号イ中「6,120円」を「6,480円」に改め、同号ハ中「3,000円」を「3,060円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成26年度分の保険料から適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき基礎賦課額の保険料率を改定する等のほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の賦課限度額を引き上げる等の必要がある。